

米国税務 QI/FATCA 関連情報

FATCA における検証・宣誓についての規則案の重要点

アメリカ

2017 年 1 月 16 日

2016 年 12 月 30 日、米国財務省と米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service: 以下「IRS」) は、更新 FFI¹ 契約、最終 QI (Qualified Intermediary: 適格仲介人) 契約および FATCA (Foreign Account Tax Compliance Act: 外国口座税務コンプライアンス法)、QI に関する諸規則の修正を公表した。本ニュースレターでは、Chapter 4² 検証と宣誓規則案 (Proposed Chapter 4 Verification and Certification Regulations) [REG-103477-14](#) (IRS ウェブサイト (英語、PDF)) について速報ベースでまとめている。

REG-103477-14 はあくまで規則案であるが、FATCA におけるスポンサー事業体、受託者開示信託、スポンサー付直接報告 NFFE、参加 FFI、コンプライアンス FI (連結コンプライアンスプログラムにおけるリード FI)、および登録みなし遵守 FFI の検証と宣誓手続きが含まれている。本規則案はパブリックコメントの対象となっており、規則案に対するコメントおよび公聴会開催の要請がある場合には、2017 年 4 月 10 日までに書面または電子による提出が可能となっている。本ニュースレターでは、受託者開示信託の受託者やスポンサー付直接報告 NFFE については、日本の金融機関ではあまり該当しないため割愛している。なお、デロイト トーマツでは、引き続き詳細の分析と、翻訳の作成を実施している。

1. スポンサー事業体の検証および宣誓手続き

スポンサー事業体について、検証および宣誓手続きに関する規定の追加案が公表された。主な内容は以下のとおり。

(1) FATCA コンプライアンスプログラム

スポンサー事業体はスポンサー事業体としての要件を満たすため (スポンサー付 FFI のみなし遵守ステータスを維持するため) のコンプライアンスプログラムを策定し

なければならない。コンプライアンスプログラムの主な内容は以下のとおり (財務省規則案 § 1.1471-5(j)(2)):

- 財務省規則 § 1.1471-5(f)(1)(i)(F)、(f)(2)(iii)、またはモデル 2 協定に規定されている各スポンサー付 FFI の要件の遵守をスポンサー事業体が行うことを、各スポンサー付 FFI についてスポンサー事業体の契約要件遵守を監督する FATCA 責任者を任命する (スポンサー付 FFI 自身の責任者の任命は不要)
- FATCA 責任者は、スポンサー事業体の要件を満たすために十分な方針、手続、および業務プロセスを含むコンプライアンスプログラムを構築する
- FATCA 責任者は、スポンサー事業体のコンプライアンスプログラムが十分であるか、各スポンサー付 FFI においてスポンサーシップ契約の要件を遵守しているか、各スポンサー付 FFI に対する本人確認・源泉徴収・報告についての契約要件を宣誓対象期間中遵守しているかについて、定期的レビューを実施する
- FATCA 責任者は、定期的レビューの結果を考慮し、コンプライアンスについて定期的に宣誓を行う

(2) コンプライアンスについての宣誓と期限

スポンサー事業体は、自らのスポンサー事業体としての要件に加え、各スポンサー付 FFI の要件を満たしていること、また当該要件を満たすための内部統制の有効性について定期的に宣誓しなければならない。宣誓期限は各宣誓対象期間の翌年 7 月 1 日。スポンサー事業体とスポンサー付 FFI のそれぞれについての宣誓は不要となり、スポンサー事業体が一括して宣誓する (財務省規則案 § 1.1471-5(j)(3)(i))。

宣誓対象期間の最終日から 6 カ月前までの間に初めてスポンサーシップ契約を締結しスポンサー付 FFI となっ

1 FFI (Foreign Financial Institution: 外国金融機関): FATCA において規定されている米国外の金融機関

2 Chapter 4: 内国歳入法の第 4 章 (Chapter 4) では、FATCA に関するルールが規定されている

た場合には、スポンサー事業体が次回宣誓対象期間の宣誓において最初の期間についても宣誓をすることを条件に、当該スポンサー付 FFI に関しての初回宣誓は免除される。ただし、スポンサー付 FFI になる直前まで当該 FFI が参加 FFI、登録みなし遵守 FFI、またはスポンサー付閉鎖投資ビークルであった場合には、上記免除規定は適用されない。当該 FFI がスポンサー付 FFI になる以前の宣誓対象期間については、スポンサー事業体が当該 FFI より当該期間において FFI 契約を遵守していた旨の宣誓書を取得することによって、スポンサー事業体による宣誓が可能となる(財務省規則案 § 1.1471-5(j)(3)(iii))。

(3) 宣誓対象期間

初回宣誓対象期間はスポンサー事業体がスポンサー事業体としての GIIN(Global Intermediary Identification Number: グローバル仲介人識別番号)が発行された日、または 2014 年 6 月 30 日のいずれか遅い日から 3 暦年目の末日までとなる。したがって、2014 年 6 月 30 日までに GIIN の発行を受けている場合には、2014 年 6 月 30 日から 2017 年 12 月 31 日までが、最初の宣誓対象期間となる。以後 3 暦年ごとが宣誓対象期間となる(財務省規則案 § 1.1471-5(j)(3)(iii))。

(4) 追加的宣誓または事実情報の提供

コンプライアンスの宣誓については、今後、スポンサー事業体のコンプライアンスに関する追加的な宣誓または事実情報の提出を必要とする修正が行われる可能性があることが明記されている³(財務省規則案 § 1.1471-5(j)(3)(iv))。

(5) スポンサー事業体、スポンサー付 FFI の要件についての宣誓

FATCA 責任者は以下の宣誓が求められる。(財務省規則案 § 1.1471-5(j)(3)(v))

- スポンサー事業体は、それ自体の FATCA ステータスの要件に加え、財務省規則 § 1.1471-5(f)(1)(i)(F)(3)、(f)(2)(iii)(D)、またはモデル 2 協定に規定されているスポンサー事業体としてのすべての要件を満たしている
- 財務省規則 § 1.1471-5(f)(1)(i)(F)、(f)(2)(iii)、またはモデル 2 協定に規定されている、スポンサー付 FFI の要件を満たすため、スポンサー事業体に権限を与えることについて、スポンサー事業体と各スポンサー付 FFI との間で合意するスポンサーシップ契約を締結している
- スポンサー事業体により、スポンサー付 FFI として取り扱われる、スポンサー付投資事業体、スポンサー付被支配外国法人、スポンサー付閉鎖投資ビークルが、それぞれのステータスに応じた要件を満たしている

(6) IRS によるコンプライアンスレビュー

IRS は、スポンサー事業体が、IRS へ提出した FATCA 報告等の申告書についての追加情報、スポンサー付 FFI についての記録、各 FFI の報告要件等についてスポンサー事業体に対して照会を行うことができる。また、IRS は、スポンサー事業体およびスポンサー付 FFI がコンプライアンスの要件を満たしているかを判断するために、スポンサー事業体にスポンサーシップ契約、コンプライアンスプログラム、その他の追加情報の提出を要請することができる(財務省規則案 § 1.1471-5(j)(4))。

(7) 既存口座の宣誓

スポンサー事業体の FATCA 責任者は、宣誓対象期間中にスポンサーシップ契約に同意したスポンサー付 FFI の既存口座について宣誓を行わなければならない。ただし、スポンサーシップ契約に同意する直前まで FFI が参加 FFI、スポンサー付 FFI、登録みなし遵守 FFI(地方 FFI または制限ファンド)であり、かつ当該 FFI(もしくは当該 FFI のスポンサー事業体)による既存口座の宣誓を行った旨の宣誓書を入手した場合には、既存口座の宣誓は免除される。また、スポンサー付 FFI が宣誓対象期間の最終日以前の 2 年間においてスポンサーシップ契約に同意し、次回宣誓対象期間において当該スポンサー付 FFI の既存口座の宣誓をスポンサー事業体が行う場合には、既存口座の宣誓は免除される。

既存口座の宣誓は、IRS が規定した様式または方法により、スポンサー事業体によるコンプライアンスについての定期的宣誓の期日までに行わなければならない(財務省規則案 § 1.1471-5(j)(5))。

(8) スポンサー事業体の契約不履行(Event of Default)

スポンサー事業体の契約不履行とは本人確認・源泉徴収・報告についての要件を満たさない場合やコンプライアンスプログラムの策定および保持や定期的レビューの実施をしなかった場合等に起こり、結果的にスポンサー事業体またスポンサー付 FFI のみなし遵守としてのステータスの否認につながる可能性がある。

契約不履行の通知を受領した場合には、通知の日から 45 日以内に対応が必要となる。期限までに通知への返信が行われない場合や、行われたとしても、契約不履行が解消されず、IRS からステータスを否認された場合には、支払を受け取っている各源泉徴収義務者および源泉徴収証明書または他の本人確認書類が提出されている口座を所有する各金融機関に対して、否認日から 30 日以内に通知を送付しなければならない。契約不履行および否認の判断に対する再考の要請は当該通知から 90 日以内に行わなければならない。

スポンサー事業体のステータスが否認された場合、当該事業体は IRS の書面による承認がない限りスポンサー事業体として再登録することはできないが、当該事業体のスポンサー付 FFI に関しては報告 FFI、登録みなし遵

³ 別途公表された適格仲介人(Qualified Intermediary)契約では、コンプライアンスに関する宣誓の際に、事実情報の提出を求めていることから同様の情報の提出が必須となる可能性がある。

守 FFI、また新たなスポンサー事業体のスポンサー付 FFI として再登録することができる。ただし、スポンサー事業体とは関係なくスポンサー付 FFI 自身のステータスが否認された場合には、IRS の書面による承認を得た場合のみ再登録することができる。

なお、ある特定のスポンサー付 FFI による契約不履行は他のスポンサー付 FFI またはスポンサー事業体のステータスに影響を与えることはない(財務省規則案 § 1.1471-5(k))。

2. 参加 FFI およびコンプライアンス FI の検証および宣誓手続

参加 FFI および連結コンプライアンスプログラムのコンプライアンス FI の検証および宣誓手続について、以下の規定が追加、改訂された。

(1) 契約不履行および否認通知

スポンサー事業体における契約不履行および否認通知の手続および期限に合わせ、参加 FFI における当該手続および期限が改訂された。契約不履行の通知を受領した場合には、通知の日から 45 日以内に対応が必要となる。期限までに通知への返信が行われない場合や、行われたとしても、契約不履行が解消されず、IRS からステータスを否認された場合には、支払を受け取っている源泉徴収義務者や、源泉徴収証明書または他の本人確認書類の提出先である各金融機関に対して、否認日から 30 日以内に通知を送付しなければならない。契約不履行および否認の判断に対する再考の要請は当該通知から 90 日以内に行わなければならない。

参加 FFI のステータスが否認された場合には、IRS の書面による承認がない限り、参加 FFI または登録みなし遵守 FFI として再登録することはできない(財務省規則案 § 1.1471-4(g)(2))。

(2) 連結コンプライアンスプログラムにおける定期的宣誓

連結コンプライアンスプログラムを選択している FFI は当該プログラムの一環としてコンプライアンスについての定期的レビューを受けなければならない。また、IRS が規定した様式または方法により、コンプライアンス FI の責任者は定期的宣誓を行わなければならない。

宣誓対象期間の最終日から 6 カ月前までの間に初めて連結コンプライアンスプログラムへの参加を選択した FFI については、コンプライアンス FI が次回宣誓対象期間の宣誓において最初の期間についても宣誓をすることを条件に、当該 FFI に関しての初回宣誓は免除となる。ただし、連結コンプライアンスプログラムへの参加を選択する直前まで当該 FFI が参加 FFI、登録みなし遵守 FFI であった場合には、上記免除規定は適用されない。当該 FFI が連結コンプライアンスプログラムに参加を選択する以前の宣誓対象期間については、コンプライアンス FI が当該 FFI より FFI 契約を遵守していた旨の宣誓書を取得することによって、コンプライアンス FI による宣誓が可能となる(財務省規則案 § 1.1471-4(f)(2)(ii)(B)(1))。

(3) 宣誓対象期間

連結コンプライアンスグループの初回宣誓対象期間はコンプライアンス FI が GIIN を発行された日、または 2014 年 6 月 30 日のいずれか遅い日から 3 暦年目の年末までとなる。したがって、2014 年 6 月 30 日までに GIIN の発行を受けている場合には、2014 年 6 月 30 日から 2017 年 12 月 31 日までが、最初の宣誓対象期間となる。以後 3 暦年ごとが宣誓対象期間となる(財務省規則案 § 1.1471-4(f)(2)(ii)(B)(1))。

(4) 連結コンプライアンスプログラムにおける既存口座の宣誓

コンプライアンス FI の責任者は、宣誓対象期間中に連結コンプライアンスプログラムに参加を選択した FFI の既存口座について宣誓を行わなければならない。

ただし、連結コンプライアンスプログラムへの参加を選択する直前まで当該 FFI が参加 FFI、登録みなし遵守 FFI (地方 FFI または制限ファンド)であり、かつ当該 FFI による既存口座の宣誓を行った旨の宣誓書を受け取った場合には、既存口座の宣誓は不要となる。

また、FFI が宣誓対象期間の最終日以前の 2 年間に於いて連結コンプライアンスプログラムに参加することを選択し、次回宣誓対象期間において当該 FFI の既存口座の宣誓をコンプライアンス FI が行う場合には、既存口座の宣誓は不要となる。

既存口座の宣誓は、IRS が規定した様式または方法により、当該 FFI の定期的宣誓の期日までに行わなければならない(財務省規則案 § 1.1471-4(f)(2)(ii)(B)(2))。

3. 登録みなし遵守 FFI の検証および宣誓手続

登録みなし遵守 FFI による検証および宣誓については、これまで財務省規則では、明確に規定されていなかったが、本規則案では、登録みなし遵守 FFI が当該みなし遵守ステータスの維持に必要とされる要件を遵守しているかについて、IRS は照会および追加資料の請求を行うことができるものとしている。IRS が要件不遵守と判断した場合には、当該ステータスを否認する可能性がある。この場合、当該登録みなし遵守 FFI は、否認日から 90 日以内に書面により再考を要請することができる(財務省規則案 § 1.1471-5(f)(1)(iv))。

おわりに

ここで紹介した規則案については、最終的なものではなく、コメント等が提出された場合には、変更の可能性が残されている。特にスポンサー付 FFI に関して、コンプライアンスプログラムの構築がなされていない場合や、スポンサーシップ契約が締結されていない場合には、対応が必要となる。なお、スポンサー付 FFI のステータスが万が一、否認された場合には、当該 FFI は不参加 FFI となり、もし米国投資を行っていた場合には、30%の源泉徴収の対象となるため、留意されたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

問い合わせ

米国税務および QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
マネジャー	五十嵐 寿行	hisayuki.igarashi@tohatsu.co.jp
マネジャー	高島 憲一	kenichi.takashima@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人および DT 弁護士 法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー サービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士 法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイト ネットワーク」と総称します。著作権法により、デロイト ネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.